

佐久市こども計画調査業務企画提案者審査委員会設置要領

(設置)

第1条 佐久市こども計画調査業務について、事業の円滑な推進を図り公正かつ適正な審査及び評価を行うため、佐久市こども計画調査業務企画提案者審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(審査事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) プロポーザル実施要領の承認に関する事
- (2) 提案者の参加資格の決定に関する事
- (3) 企画提案等の審査及び候補者の決定に関する事
- (4) その他必要な事項に関する事

(組織)

第3条 委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は、非公表をもって充て、副委員長は、非公表をもって充てる。

3 委員は、次に掲げる職員で組織する。

- (1)
- (2)
- (3)
- (4)
- (5)
- (6)

非公表

(任期)

第4条 委員の任期は、任命の日から企画提案の審査終了までとする。

(委員長等)

第5条 委員長は会務を総理し、委員会を代表する。

2 委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員会は、委員の3分の2以上の出席をもって成立する。

3 委員長は、必要があると認めるときは、関係者に資料等の提出を求め、又は関係者の出席を求め、その説明若しくは意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、福祉部子育て支援課が行う。

(補則)

第8条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、令和5年10月6日から施行する。